

○ デジタル庁  
告示第四号  
法務省

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針（平成十三年法務省告示第二号）の一部を次のように改正する。

省省省  
省告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

法務大臣 鈴木 馨祐

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(認定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置)</p> <p>第十条 規則第六条第七号に規定する利用者その他の者が認定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置には、次の各号に掲げる措置が含まれるものとする。</p> <p>一 発行者署名符号を認定認証業務以外の業務のために使用しないこと。ただし、次に掲げる場合を除く。</p> <p>「イ 略」</p> <p>ロ e シールに係る認証業務の認定に関する規程(令和七年総務省告示第百十三号)第三条第一項の規定に基づき認定された e シールに係る認証業務のための使用</p> <p>ハ 「略」</p> <p>「二 略」</p>	<p>(認定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置)</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>「二 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

この告示は、eシールに係る認証業務の認定に関する規程（令和七年総務省告示第百十三号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。